

文書への押印の見直し方針

令和3年1月
改訂 令和3年6月

行政手続における市民等の負担の軽減及び行政手続のデジタル化を図るため、市民等が行う各種申請等の手続において求めている様式の氏名欄の押印について、本書に掲げる判断基準により見直しを実施します。

【本方針における基本的な考え方】

市民等が市へ提出する文書の多くに押印欄があり、押印を求めることの趣旨については、以前から本人確認として求められているものでした。しかし、認印の押印による本人確認としての意味合いは小さく、国が発出した地方公共団体における押印見直しマニュアルにおいても同様に判断しています。

国においては、「どうしても残さなければならない手続（実印と印鑑証明による照合をする手続等）を除き、速やかに押印を見直す」という考え方の下、民間から行政への手続の99.4%において廃止又は廃止の方向となり、特に認印の押印については、全て廃止される見込みとなりました。

こうした状況を踏まえ、『本市においても市民等からの「様式への認印の押印」については原則廃止する』こととし、不要な押印を求めないことを本方針における基本的な考え方とします。

1 用語の定義

本方針で扱う用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 登録印
 - ①印鑑登録制度において登録した印鑑（実印）
 - ②銀行口座開設時に届け出た印鑑（銀行印）
 - ③その他特定の手続※で使用するものとして登録した印鑑
- (2) 認印 印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない。）。三文判や角印
- (3) 署名 自署すること。
- (4) 記名 氏名を記載すること。
- (5) 市民等 個人、事業者、民間団体、国、千葉県、市の内部機関、市職員をいう。

2 見直しの対象

市が市民等から押印を求めている全ての様式（様式に押印欄があるもの）

※ 入札制度における参加資格審査の要件として、入札、見積書、契約書、請求書等において使用する印鑑の登録を義務付けている場合等

3 見直し対象の様式の内訳

令和2年12月11日付け匝総号外で文書への押印の見直しについて照会した結果、現在、市民等に押印を求めている様式の内訳は次のとおりです。

区分	様式数
市の例規中の様式に押印欄があるもの (A)	1, 171
市の例規以外の様式に押印欄があるもの (B)	1, 505
全ての様式 ((A) + (B)) (C)	2, 676
(C)のうち、国や県に押印を求める根拠があるもの (Aのうち157+Bのうち851) (D)	1, 008
市の判断で押印を見直せるもの ((C) - (D)) (Aのうち1, 014+Bのうち654) (E)	1, 668
市の判断で押印を見直せる様式の割合 ((E) ÷ (C)) (F)	62%

4 見直しの判断基準

【判断基準1】押印が必要なもの

- (1) 地方自治法第234条第5項の規定により記名押印が義務付けられている契約書
 - ・契約書には協議書、覚書等で双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えている場合を含む。
 - ・契約書に基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
- (2) 匝瑳市入札参加資格者に対して、登録印の押印を義務付けている入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの
- (3) 上記(1)及び(2)以外の国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの
 - ・国及び県に限らず本市以外の組織・団体から押印が義務付けられているものを含む。
 - ・国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものに基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
- (4) その他登録印を求め、印鑑証明と照合するもの

【判断基準2】署名が必要なもの

国及び県の法令・条例・通知等により署名が義務付けられているもの

※ 署名された文書を訂正する場合は、原則として、訂正署名によることとする。

【判断基準2（留意事項）】署名又は記名押印の選択制であるもの

これまで、署名又は記名押印により文書作成の意思を担保してきた次のような書類について、記名押印のみを廃止し、全ての申請者に一律に署名を求めることは、申請者の選択肢を狭める実質的な規制強化となることから、署名又は記名押印の選択制とする。

(対象となる書類例)

①本人以外の第三者が作成する書類

- ・ 経験や資格等の事実に係る第三者証明書
- ・ 事務手続等の委任状
- ・ 第三者の承認、承諾に係る書類、身元等の保証・証明書

②個人情報の取り扱い等に同意を求めるもの

- ・ 財産調査や親族等への問合せに係る同意書
- ・ 個人情報の取得、提供、活用に係る同意書

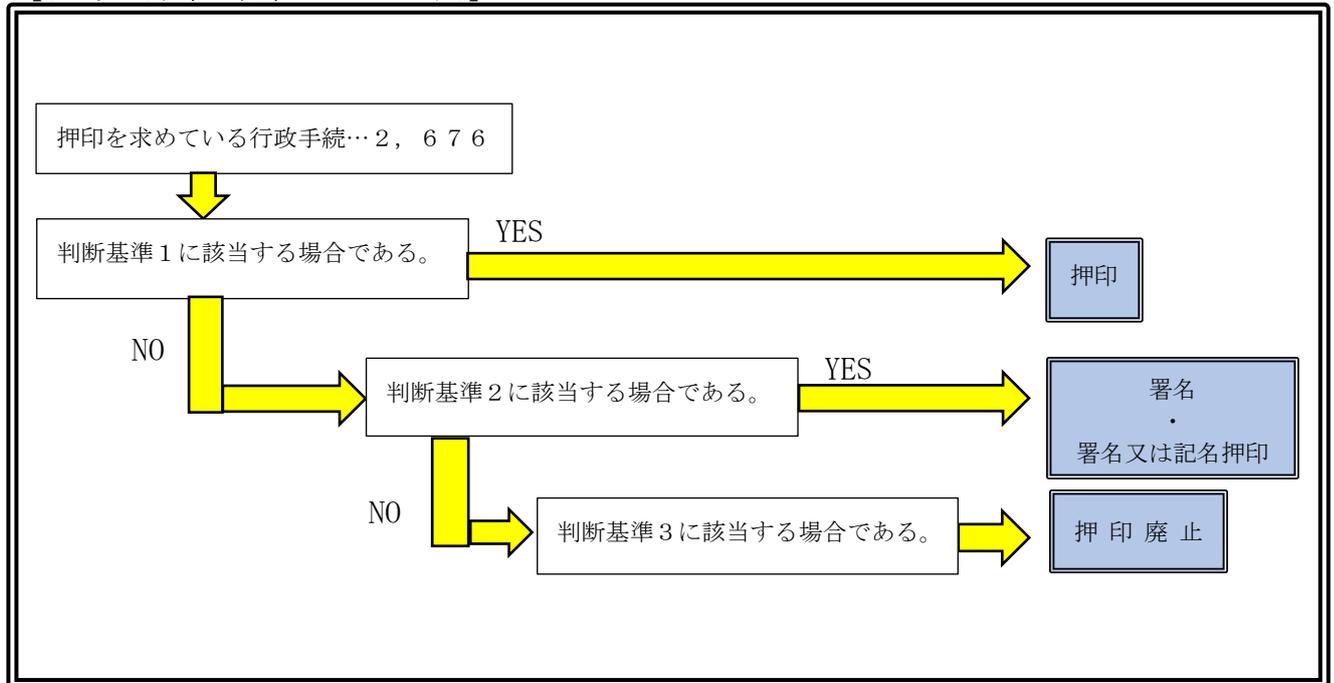
③本人の誓約等を求める書類

- ・ 事実に相違ないことや欠格事由に該当しないことの誓約書
- ・ 金銭、不動産等の貸付や融資等に係る返済や返却の誓約書

【判断基準3】押印も署名も必要ないもの（代筆や印刷されたもの等の記名でも可とするもの）

判断基準1及び2に該当しない場合

【参考：押印の見直しフロー図】



5 押印の根拠が国や県にある場合の対応

(1) 国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもので市の例規において押印を求めている場合⇒国及び県の見直しに伴い、市の例規で規定している様式の見直しを行います。

(2) 国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもので市の例規以外（要項、要領、独自規定）において押印を求めている場合⇒国及び県の見直しに伴い、各課等において様式の見直しを行います。

(3) 上記①又は②の場合においても、原則として、6の見直しのスケジュールに基づき押印の見直しを行っていくものとします。ただし、国及び県の見直しが当該スケジュールに間に合わない場合は、随時対応するものとします。

6 見直しのスケジュール

本方針に基づき、各課等において押印見直しの判断をし、その結果を基に例規改正が必要な場合は、条例にあっては法令等審査会及び議会の議決、規則・要綱・規程にあっては法令等審査会を経て令和3年7月から押印欄の見直しを実施した様式を使用していきます（市の例規以外（要項、要領、独自規定）の様式に押印欄がある場合は令和3年4月から押印欄の見直しを実施した様式を使用していきます。）。

また、押印の根拠が国又は県にある場合の対応については、本方針P3のとおりとします。

7 新型コロナウイルスの感染防止の観点からの緊急対応

国においては、法令の条文で押印を求めることが規定されている書面については、押印が求められている趣旨に合理的理由があるか、押印が求められている趣旨を他の手段により代替することが可能かを、求めている押印の種類（印鑑証明付きの実印であるか認印・角印であるか）、行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえた上で、新型コロナウイルスの危機時における緊急対応であるとの趣旨を勘案して、押印がなくても書面を受け付けることができるか検討し、可能な限り、押印がなくても書面を受け付けるものとしています。

また、国は、地方公共団体が独自に実施する手続については、各地方公共団体において、国の対応方針を参考として、国の取組に準じた対応を実施することが考えられるとしています（令和2年7月7日付け総行行第169号総務省自治行政局長通知）。

このような趣旨を踏まえ、本市においては、判断基準1に該当しないものについては、様式を見直すまでの間においても、可能な限り、押印がなくても申請書等の市民等からの書面を受け付けるものとします。

【参考】

申請書等の押印見直しに伴う氏名欄の様式例

申請書等の様式については、次の様式例を基本とします。

各課等において、要項や要領などで独自に定めている様式がある場合は、対象者の状況や様式のレイアウトなど個々の申請書等の状況に合わせた見直しを行ってください。

1 押印が必要なもの

《例》

氏名	
----	--

2-1 署名が必要なもの

《例》

氏名	(自署)
----	------

2-2 署名又は記名押印の選択制であるもの

《例》

氏名	
----	--

備考 氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

3 押印も署名も必要ないもの (代筆や印刷されたもの等の記名でも可とするもの)

《例》

氏名	
----	--

地方自治法第234条第5項 抜粋

普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。